

營業所長立會ノ上營業所内ニ於テ討議決定セルカ其ノ際二日
午前十一時本局自動車課ニ各支部十名宛勸告シ別記ノ如キ陳
情書ヲ提出スル事ニ因シ元青年部長川島留部カ陳情書提出日
ヲ一日ト誤認シ陳情者ノ勤務時間変更方ヲ所長ニ交渉承認ヲ
得タルカ本朝午前十時十分ニ至リ陳情書提出日ハ二日ト判明
シタル結果午前中ノ勤務者ヲ午後出勤ニ変更サレ度シト所長
ニ再交渉セルカ所長ハ前夜勤務時間変更事ハ承認セスト主張
シ紛糾ヲ醸シ従業員ハ激昂ノ餘リ故障傳票ヲ提出シ平素五十
名運転ヲ二十五名ニ減車シ營業ニ入り本夜午後五時ヨリ従業員
大會ヲ開キ態度ヲ決定セントセルヲ以テ當課ニ於テ東支争議首
腦部ヲ通シ暖場内ニ於ケル諸紛争ヲ絶對ニ慎ム様警告シタル結果一
ニ強硬論者アリタルモ結局首腦部ノ指示ニ基キ従業員大會ヲ中止
シ午後二時ヨリ平常通り就業スルコトナレリ

以上

別記 (一)

謹啓

時下秋冷の砌り貴家益々御清祥の段大賚り至りに存ます
陳者 既に新聞紙等を通じて御承知の如く今圓市電氣局は赤字
を理由として従業員一同の給料を四割乃至六割の大削減を以て
する更生案を發表致したるので有ります(局長 課長 掛長以下
監督は其儘)

斯る案は我々従業員の生活を根底より覆すもので有りました例
へは今迄日給(三四二)の者が更生案によると(三四三五)に(三
四)の(銭)か(一四四)の(銭)と言ふ誰が考へて想像もつかない
程の低下を有ります
故に我々は市民各位には多大の迷惑とは考へ乍ら總罷業を以て
當局の再考を促したのであります(各)の所業なら成遂に事態
は紛糾に紛糾を重ね目下調停委員會に於て紛争解決の爲め努力
致居次第で有ります